

評議員会員及び役員選出等規則

第 1 章 規則の目的

(目的)

第 1 条 この規則は一般社団法人日本総合病院精神医学会の評議員会員及び役員の選出等に必要な事項を定めるものである。

第 2 章 評議員会員の選出

(評議員会員の選出方法等)

第 2 条 評議員会員は、本規則第 11 条各号の資格条件を具備する会員であって、評議員会員になることを希望する者(以下この章において「評議員会員候補者」という)の中から、評議員会員選出委員会(以下この章において「選出委員会」という)の審査を経て、理事会の承認によって選出される。

(評議員会員選出の公示)

第 3 条 理事長は、評議員会員の選出が行われる年の 5 月末日までに、次の各号の事項のほか必要事項等を適切な方法で公示する。

- 一 選出する評議員会員の総数、任期、応募資格等
- 二 審査申請書の交付請求期間
- 三 審査申請書の提出期限

(審査申請書の提出先)

第 4 条 評議員会員候補者は、提出期限までに、本会が別に定める様式の審査申請書を選出委員会に提出しなければならない。

(選出委員会の構成)

第 5 条 選出委員会は、次の者で構成する。

- 一 理事長 1 名
- 二 理事長以外の理事 4 名
- 三 理事以外の評議員会員 4 名

(選出委員の選出方法)

第 6 条 理事長以外の選出委員会の構成員(以下この章において「選出委員」という)の選出は、次のとおり行う。

- 一 選出委員は、理事会において選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 二 選出委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、最初の選出委員の半数の任期は、2年とする。
- 三 選出委員に欠員を生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。なお、補充によって選出された選出委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 四 選出委員会は、委員の互選により、委員長1名を選任する。

(選出委員会の運営)

第7条 選出委員会は、次の各号に従って開催運営される。

- 一 委員長は、選出委員会を招集する。
- 二 選出委員会は、現在委員数の3分の2以上が出席しなければ、議事を行い決議することができない。代理人による出席や、書面による議決権行使は、いずれも認めない。
- 三 選出委員会における議事は、委員長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は委員長がこれを決する。
- 四 選出委員会の議事録は、委員長が作成し、委員長及び出席者2名が署名して事務所に保管する。

(審査結果の通知等)

第8条 選出委員会は、審査の結果を理事長に報告する。理事長は理事会の議を経て速やかに審査の申請者に対して審査の結果を通知する。

(再任候補者)

第9条 評議員会員再任候補者の審査は、第7条及び第8条の規定を準用する。

(異議申し立て及び疑義)

第10条 正会員は評議員会員の選出に関して、決定のあった日より60日以内に限り、理事長に異議を申し立てることができる。

2 会員による異議申し立てがない場合にあっても、相当の理由がある場合には理事会は評議員会員の選出に関する疑義について審議することができる。

3 異議が申し立てられた場合及び理事会が疑義あると認めた場合には、速やかに理事会において審議し、理事長はその決定に従う。

(候補者の応募資格)

第11条 評議員会員候補者が具備すべき資格条件は、次の各号とする。

- 一 引き続き5年以上、本会会員として活動し、かつ会費を納入していること。
- 二 医師免許取得後10年以上であること。

三 本会の認定した専門医であること。

四 再任候補者の場合は、正当な届け出なくして連続 3 年間にわたり評議員総会を欠席したことがないこと。

2 前項各号の資格条件を満たさない場合であっても、選出委員会が同等以上と認めるときは、資格条件を満たすものとみなす。

第 3 章 理事会推薦による理事候補者

(推薦理事候補者)

第 12 条 定款第 12 条第 4 項の規定により、理事会が理事候補者(以下この章において「推薦理事候補者」という)を推薦する場合には、理事会は、推薦理事選考委員会の意見を聴取しなければならない。

2 推薦理事選考委員会は、次の者で構成する。

一 理事長 1 名

二 理事長以外の理事 4 名

三 理事以外の評議員会員 4 名

3 前項第二号及び第三号の委員は、理事長がこれを委嘱する。

4 推薦理事選考委員会の議長は、理事長とする。

(推薦理事候補者等の選考)

第 13 条 推薦理事選考委員会は、推薦理事候補者 9 名及び順位を付した補充候補者 2 名の選考を行う。

2 推薦理事候補者及び補充候補者の選考にあたっては、その専門性、地域性等を考慮する。

3 理事会が選考結果に基づき推薦理事候補者及び補充候補者を決する場合にあっては、あらかじめ本人の内諾を得るものとする。

(評議員総会における決議の方法)

第 14 条 評議員総会において推薦理事候補者 9 名を理事に選任し、補充候補者 2 名を承認することを求める議案は、その他の理事の選任議案とは別に、かつその選任議案より前に一括して議題とし、決議するものとする。

(補充候補者の昇格)

第 15 条 推薦理事候補者が評議員総会において理事に選任された場合にあつて、当該理事(以下、次章において「推薦理事」という)が欠けたときは、評議員総会において承認された補充候補者が、その順位に従って理事に昇格する。

第 4 章 選挙理事及び監事の選出

(推薦理事以外の理事の選任手続き)

第 16 条 推薦理事以外の理事 10 名(以下この章において「選挙理事」という)及び監事 2 名については、選挙により選出する。

2 立候補者が、定員数を超えないときは、投票を行わず、その立候補者を当選者とする。

(選挙の公示)

第 17 条 選挙管理委員長は、選挙が行われる評議員総会の期日の 60 日前の日の属する月の末日までに、評議員会員に対して、次期の選挙理事及び監事を選出する選挙が行われることを適切な方法で公示するものとする。

(投票による選任)

第 18 条 選挙理事及び監事は、本規則第 20 条及び第 21 条に定める立候補者及び推薦候補者の中から、評議員総会に出席した評議員会員の直接投票によって選出し、委任状による投票は、これを認めない。ただし、理事会がやむを得ないと認めた場合は、例外的に郵送又は電磁的方法による投票をすることができる。その場合、理事長は郵送または電磁的方法による投票をしなければならない理由とその方法について、予め評議員会員に説明しなければならない。

(投票方法)

第 19 条 この選挙における選挙理事の投票は 4 名の連記とする。また、監事選挙の投票は 2 名連記とする。

(立候補者及び推薦候補者の資格)

第 20 条 候補者となろうとする者、推薦候補者及び推薦候補者を推薦しようとする者は、いずれも評議員会員でなければならない。

(役員候補者の立候補及び推薦候補者の届出)

第 21 条 候補者になろうとする者又は候補者を推薦しようとする者は、立候補する旨又は推薦候補者を推薦する旨を、選挙の行われる日の 20 日前までに到着するよう、本会の定める様式により、本会事務所に届け出なければならない。

2 推薦候補者を推薦するにあたっては、2 名以上の評議員会員の推薦がなければならない。この場合にあつて、推薦しようとする者はあらかじめ推薦候補者本人の同意を得ておくものとする。

3 同一人について理事候補と監事候補の両方に重複して立候補することはできない。

4 前項の規定は推薦候補者を推薦しようとする場合にも準用する。

(投票日における候補者の掲示)

第 22 条 立候補者及び推薦候補者の氏名は、投票当日の評議員総会会場内に ABC 順に掲示するものとする。

(選挙管理委員会及び投開票立会人)

第 23 条 理事長は、選挙に先立ち、評議員会員の中から選挙管理委員 5 名を委嘱する。

2 選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を選出し、選挙管理委員会を組織する。

3 選挙管理委員会は、公示、候補者の受付、投開票、当選者の認証、その他選挙に伴う一切の事務を担当する。

4 選挙管理委員長は投開票の実施に当たり、評議員会員の中から投開票立会人 2 名を指名する。

5 立候補者、推薦候補者及び推薦候補者を推薦しようとする者は、選挙管理委員になることができない。

6 選挙管理委員は新役員が就任したときにその委嘱を解かれる。

(無効票)

第 24 条 選挙理事及び監事の選挙において、以下の場合は、その投票自体を無効とする。

一 正規の投票用紙を用いないもの。

二 候補者以外の氏名を記載したもの。

三 何人の氏名を記載したかを確認し難いもの。

四 候補者氏名の重複記載、所定人数を超える候補者の連記のあるもの。

(当選者等)

第 25 条 選挙理事及び監事の当選者の決定は、次のとおりとする。

一 有効得票数のもっとも多い者から順次、定員数に満つるまでを当選者とする。

二 得票同数のときは、決戦投票による。

2 次点者及びその次順位者の決定は、前項に準じる。

(次点者の昇格)

第 26 条 選挙理事又は監事が欠けたときは、それぞれの次点者が、理事又は監事に昇格する。

2 次点者が昇格したときは、その次順位者を次点者とみなす。

第 5 章 規則の改正

第 27 条 この規則の改正は、理事会及び評議員総会の決議を経て行う。

附則

(施行)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

平成 18 年 11 月改訂

平成 22 年 11 月 25 日改定

令和 2 年 9 月 26 日改定